領域Ⅰ　安全な食品の提供

衛生管理

生産者・事業者の生産工程管理や自主衛生管理等、生産から販売に至る各段階での安全確保の取組の徹底により、食中毒等健康危機事案の未然防止を図ります。

社会情勢等

○　近年、生産規模の拡大、流通の広域化により、大規模な食中毒事案の発生が懸念されています。

○　食品の安全確保については、食品等のリスクに関する正しい知識や最新の情報を共有化し、農畜水産物の生産から食品の製造・流通、消費に至る一連の工程の各段階において、科学的根拠に基づく必要な措置が適切に行われることが求められています。

○　農畜水産物の生産者は、農薬や医薬品等の適正な使用により環境への負荷を軽減する経営を行うとともに、ＧＡＰ（農業生産工程管理）の実践や鳥インフルエンザウイルス、貝毒等の対策を着実に実施し、安全な農畜水産物の提供に努めることが大切です。

○　平成３０年の食品衛生法改正により、令和３年６月から原則全ての事業者にＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が義務化されました。事業者は取扱う食品の特性や事業規模等に応じて、自ら衛生管理計画を定め、衛生管理の実施状況を記録し保存するとともに、衛生管理計画の効果を検証し、必要に応じてその内容の見直しを行う必要があります。

○　近年、ＳＤＧｓ目標の達成に向けた機運が高まっており、食品ロスの削減に向け、外食時における食べ残し持ち帰りの取組が推進されています。こうした取組を実施する飲食店等の事業者には、食中毒の発生を防止するため、衛生管理の徹底が求められています。

数値目標

目標	現状 令和７年度	目標 令和 12 年度
人口 10 万人当たりの食中毒患者数（人）	13.7	現状値 （13.7）以下
一斉監視における HACCP に沿った衛生管理を実施している事業者の割合	―	100%

1 生産段階での安全確保

（1）安全な農産物の生産

○　安全な農産物を提供するため、土壌等の生産環境の保全を図るとともに、農業者に対し関係法令等の遵守を徹底し、肥料、農薬等の適正な使用を推進します。

現状と課題

現状	課題
○　農薬の適正な販売と使用の徹底が強く求められています。	○　農薬の販売者及び使用者に対し、農薬の適正な販売や使用について啓発する必要があります。
○　農薬取締法に基づき、農薬の販売者には届出・帳簿の備付等、使用者には使用基準の遵守等が義務付けられています。	○　農薬の販売者や使用者に対し、市町や毒物及び劇物取締法を所管する保健所と連携した立入検査を実施する必要があります。
○　生産工程管理（ＧＡＰ）の研修会や啓発活動を行っていますが、生産工程管理の認証取得は一部の生産者や産地にとどまっています。	○　生産工程管理に対する生産者の理解促進を図り、普及・実践を推進する必要があります。
○　食品衛生法に基づき、残留農薬基準を超える農産物の流通が禁止されています。	○　安全で効果的な防除を推進し、農薬の適正使用及び飛散防止対策の徹底を図る必要があります。
○　肥料の品質の確保等に関する法律に基づき肥料を生産・販売する者は、登録、届出が義務付けられています。	○　肥料の生産販売者に対し、肥料の品質の確保等に関する法律の周知を図る必要があります。

行政の取組

取組	概要
農産物の生産･流通システムの工程管理の推進	○　さらなる安全性の向上に取り組もうとする生産者グループや産地を対象に、研修会を実施しGAPの実践を支援します。

取組	概要
農業用生産資材の安全性の確保と適正使用の推進	○　農薬の販売者・使用者及び一般県民に対し、農薬使用が増加する時期を捉え農薬の危害防止運動を実施し、農薬に対する正しい知識の啓発を重点的に実施します。 ○　農薬の販売者・使用者に対し、立入検査を実施し、適切な農薬の保管状況や販売・使用状況を指導します。 ○　安全で効果的な病害虫の防除法や農薬に関する情報を、ホームページにより提供します。 ○　農薬取締法の権限を有する行政機関が会議等を通して、農薬に関する最新の情報を共有し、農薬の安全性の確保や適正使用を推進します。 ○　肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の登録や届出が適正に行われるよう指導します。
生産環境保全対策の推進	○　毎年度、大気、水質及び土壌のダイオキシン類等について、環境モニタリング調査を実施し、結果を公表します。

生産者の取組

取組	概要
農産物の安全性の確保	○　農産物の生産から出荷までの工程の適切な管理による安全性の確保に努めます。 ○　農薬や肥料など農業用生産資材の適正使用に努めます。 ○　生産者団体は、「農業生産工程管理（ＧＡＰ）」の普及・実践を推進します。 ○　ＧＡＰに関する知識及び農薬等の適正使用に関する知識を保有する従事者の育成を推進します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行　政》農薬危害防止講習の実施	６月～８月に実施

レモン栽培





（２）安全な畜産物の生産

○　安全な畜産物を提供するため、畜産農家に対し関係法令等の遵守を徹底し、飼料、動物用医薬品の適正な使用を推進します。

現状と課題

現状	課題
○　家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策特別措置法に基づき、死亡牛のＢＳＥ検査が義務づけられています。	○　検査対象死亡牛の全頭検査と適正処理を確実に推進する体制を継続する必要があります。
○　国内において、鳥インフルエンザ、豚熱などの畜産物の安定的な生産を脅かす恐れのある家畜伝染病の発生が見受けられます。	○　国内における畜産物の安定的な生産を確保するため、家畜伝染病の発生とまん延を防止する必要があります。
○　動物用医薬品販売業者や生産現場の立入検査を実施しています。	○　動物用医薬品の不適切な使用を防ぐため、特に獣医師の指示により販売される医薬品の流通状況の監視と指導を継続する必要があります。
○　薬剤耐性菌の発現状況調査については、対象とする家畜、菌種を定めて毎年全国統一的に調査が実施されています。	○　薬剤耐性菌の発生を防ぐとともに、継続的な指導と検査を実施する必要があります。
○　安全・安心な畜産物を提供するため、生産段階における衛生管理指導が実施されています。	○　生産農場における衛生管理指導を継続して普及啓発する必要があります。
○　飼料製造・販売業者及び畜産農家等における飼料の適切な製造、保管、販売及び適正使用が求められています。	○　家畜に給与される飼料の安全性を確保するため、定期的な立入検査や指導を継続する必要があります。

行政の取組

取組	概要
安全な畜産物の提供に向けた検査・指導等	○　ＢＳＥ対策特別措置法に係る省令に基づく対象牛全てのＢＳＥ検査を実施し、陰性を確認後、化製処理して焼却処分し、清浄性の維持を図ります。 ○　畜産農家に肉骨粉等の動物由来蛋白質を含んだ飼料が反芻動物に給与されないよう巡回指導を行うとともに、適切な飼料給与の周知を図ります。 ○　鳥インフルエンザなどの家畜伝染病等に対する監視、指導体制を継続するとともに、県内での発生とまん延を防止します。 ○　畜産経営農家及び獣医師に対し、動物用医薬品の使用実態調査を行うとともに、適正使用を指導します。併せて医薬品の使用記録について指導を行います。 ○　動物用医薬品の使用に起因する薬剤耐性発現状況の調査を実施します。 ○　飼料及び飼料添加物製造業者、販売業者等に対する飼料安全法に係る講習会の開催と立入検査及び畜産農家に対する飼料の適正使用の巡回指導を行います。 ○　農場ＨＡＣＣＰについて、畜産現場への導入のための普及・啓発を図るとともに、取組農場に対する支援を行います。

生産者の取組

取組	概要
家畜伝染病の発生予防	○　飼養衛生管理基準の遵守によって農場での衛生管理の徹底に努めます。
飼料及び動物用医薬品の適正使用	○　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を遵守し、農場における動物用医薬品の適正使用に努めるとともに、使用の記録、保存に努めます。 ○　飼料安全法を遵守し、家畜へ給与する飼料の適正使用に努めるとともに、飼料の使用に係る記帳、帳簿の保存に努めます。
畜産におけるＨＡＣＣＰの推進	○　ＨＡＣＣＰに準じた衛生対策の取組に向けて課題を抽出し、自主衛生管理等の設定による安全・安心な畜産物の生産を図ります。 ○　農場ＨＡＣＣＰに関するスキルを有する人材を確保し、農場ＨＡＣＣＰ又はこれに準ずる衛生対策の導入を図ります。
生乳生産現場における衛生管理の推進	○　関係の法律等及び管理基準を遵守し、ＨＡＣＣＰに関する記録・保管を実践し、生乳の安全に対する消費者の信頼を確保します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行　政》死亡牛のＢＳＥ検査頭数	検査対象の死亡牛全頭
《行　政》牛飼育農家の立入検査実施率	100% （各年度の監視指導計画時の件数以上）
《行　政》鳥インフルエンザ浸潤状況調査件数	100%（各年度の計画農場数以上） ・定点モニタリング（継続） ９農場 ・強化モニタリング（年１回） 国指針に基づく農場数
《行　政》医薬品販売業立入検査実施率	100% （各年度の監視指導計画時の件数以上）
《行　政》医薬品使用実態調査・指導（牛、豚、鶏）実施率	100% （各年度の監視指導計画時の件数以上）
《行　政》薬剤耐性菌の発現状況調査件数	特定畜種から特定菌種が分離された件数

鶏肉・鶏卵の安全性に関するチラシ



（3）安全な水産物の生産

○　安全・安心な水産物の供給を推進するため、適切な生産管理や衛生管理の徹底を推進し、衛生上の危害の未然防止を図ります。
○　安全な貝類を提供するため、貝毒検査を実施し、有毒プランクトンにより毒化した貝類の市場流通を防止するとともに、安全で衛生的な出荷体制の確立を推進します。

現状と課題

現状	課題
○　食品の安全性に対する関心が高まるなか、養殖水産物については、品質・衛生面での管理の徹底と安全対策が求められています。	○　魚類養殖において、水産用医薬品（ワクチンを含む。）の適正使用及び使用状況記録等の指導や医薬品の残留検査の実施により、安全・安心な養殖魚の供給体制を充実させる必要があります。 ○　かき養殖については、生産者と行政が連携して、養殖漁場の管理や、作業場の衛生管理等を進める必要があります。
○　貝毒については、貝毒対策実施要領等の運用により毒化した貝類の流通を防止しています。	○　貝毒対策実施要領等に基づき、関係する行政機関、漁業者、漁業団体、流通及び加工業者と連携し、有毒プランクトンによる毒化状況を監視する必要があります。

行政の取組

取組	概要
水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策	○　水産用ワクチンの普及及び魚類養殖における養殖密度の適正化や医薬品の抑制を推進します。 ○　かき養殖における漁場環境を改善するとともに、衛生的なかきの出荷の普及啓発を進めることによって、安全、高品質なかきの供給体制が確立されます。
漁場環境の監視及び指導	○　有毒プランクトンの発生状況調査及び貝類の毒化状況検査を実施し、規制値を超えたあさりやかきなどの貝類の出荷の自主規制を指導し、毒化した貝類の流通を防止します。

生産者の取組

取組	概要
安全で高品質なかきの提供	○　貝毒の自主検査を実施し、有毒プランクトンにより毒化したかきの市場流通を防止します。 ○　かき関係業者によりかきの生産出荷対策を検討し、安全で衛生的な出荷体制を確立します。 ○　消費者に対し、貝毒対策や衛生対策を周知し、広島かきの安全性をＰＲします。

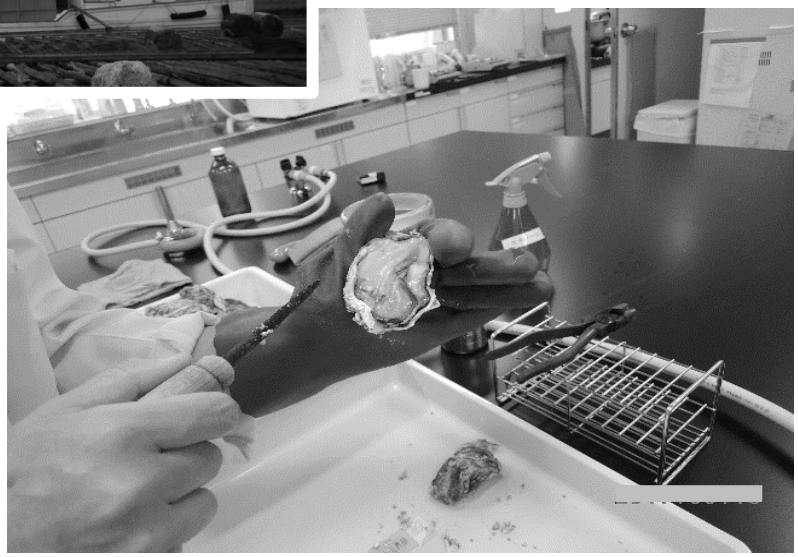
取組の活動指標

活動指標	目標値
《生産者》貝毒安全対策（貝毒検査検体数）	86 検体/年
《行　政》魚病防疫・水産用医薬品適正使用等の巡回指導件数	44 経営体/年
《行　政》魚病防疫及び水産用医薬品適正使用等講習会開催数	3回/年
《行　政》かき出荷衛生対策講習会開催数	25 回/年
《行　政》貝毒行政検査検体数	210 検体/年

かきの水揚げ



貝毒検査



２ 製造・加工・流通段階での安全確保

（１）自主衛生管理の推進

○　ＨＡＣＣＰとは、原材料入荷から製品出荷に至るまでの各工程での危害要因分析（ＨＡ）を行い、重要管理点（ＣＣＰ）を設定し、継続的に監視・記録し、異常が認められた場合は、速やかに対処する食品衛生管理手法です。
○　食品衛生法が改正され、原則全ての事業者に対して、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が義務化されました。
○　県民の安全確保のため、事業者団体と連携し、ＨＡＣＣＰの定着を推進します。

現状と課題

現状	課題
○　食品衛生法の改正により、令和３年６月から、原則全ての事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務化されましたが、小規模な事業者をはじめとして、HACCPに沿った衛生管理の定着は十分に進んでいない状況にあります。	○　小規模な事業者等に対して、各業界団体が示す手引書を周知する等、HACCPに沿った衛生管理の定着に向けた支援を充実させる必要があります。
○　中小規模の食品製造施設においては、企業内に衛生管理に関する専門知識が十分な人材が少ない状況にあります。	○　食品等のリスクに関する正しい知識や最新の情報を共有化し、科学的根拠に基づくＨＡＣＣＰの工程管理が実施できるような人材を育成する必要があります。
○　広島県食品自主衛生管理認証制度は、より高いレベルの衛生管理を導入したい小規模事業者が取得することで、対外的にＨＡＣＣＰ導入を示すことができますが、制度の普及が進んでいません。	○　県が設定した基準に基づいた自主管理を認証機関に認証されるため、対外的にＨＡＣＣＰに沿った衛生管理に取り組んでいることを示す制度として、小規模事業者を中心に普及する必要があります。
○　食品営業施設及び給食施設における衛生管理の中心となる食品衛生責任者の衛生に関する知識やＨＡＣＣＰに関する知識は十分とは言えません。	○　食品衛生責任者のレベルアップを図る必要があり、営業許可等の更新時には衛生知識の再確認を行う必要があります。
○　コロナ禍を契機として、食品のテイクアウトやデリバリーを行う事業者が増加しています。	○　食品のテイクアウトやデリバリーを行う事業者は、対応メニューの選定や、衛生管理計画に沿った加熱の衛生管理を適切に実施する必要があります。

行政の取組

取組	概要
ＨＡＣＣＰ定着のための支援	○　一般飲食店などの小規模な事業者向けに、HACCP に沿った衛生管理に関する理解を促すため、講習会等を開催するとともに、監視指導時の個別周知を図ります。 ○　HACCP の効果的な運用方法等について、外部の専門家等も活用し、講習会を開催します。 ○　衛生管理計画の作成等に関する事業者からの相談に対応します。 ○　ホームページ等において、ＨＡＣＣＰに関する情報を提供します。
自主衛生管理の促進	○　責務の周知、食品衛生講習会の実施等により自主衛生管理の知識を有する者を育成する支援を行います。
広島県食品自主衛生管理認証制度の普及	○　自治体ＨＡＣＣＰである広島県食品自主衛生管理認証制度の普及により、ＨＡＣＣＰに取り組む事業者を支援します。
事業者の食品の衛生管理の核となる人材の育成	○　食品の安全に関する講習会、出前講座等を開催します。 ○　事業者の衛生管理を向上する上で地域のリーダーとなる食品衛生推進員及び食品衛生指導員を育成します。 ○　食品関係施設における衛生管理の核となる食品衛生責任者の講習会等を通じて育成し、ＨＡＣＣＰなどの衛生知識の向上を図ります。 ○　食品衛生に関する教育ＤＶＤ等の貸出しを行います。 ○　と畜場及び食鳥処理場の管理者、従事者に対する衛生指導及び講習会等による衛生教育を実施します。
給食従事者等の核となる人材の育成	○　給食施設の衛生管理の中心となる栄養士や調理従事者等を対象に、ＨＡＣＣＰ、食中毒予防及び異物混入対策等の食品衛生に関する研修を行います。

事業者の取組

取組	概要
ＨＡＣＣＰの実践	○　ＨＡＣＣＰへの理解を深め、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実践します。 ○　事業者団体は、ＨＡＣＣＰに関する講習会・衛生管理マニュアル作成のための研修会を開催します。

取組	概要
自主衛生管理の推進	○　原材料の仕入れ、製造、加工等の記録の作成、保存に努めます。 ○　原材料や製品の適正な保管管理に努めます。 ○　食品関係施設や設備、器具等の洗浄消毒を実施し、施設の衛生管理を徹底します。 ○　食品添加物、残留農薬、細菌等の検査や外観、品質等をチェックし、規格基準の遵守に努めます。 ○　定期的な健康診断や検便を実施し、従事者の健康を確認します。 ○　事業者団体は、衛生知識向上の研修会を開催します。 ○　取扱う食品の特性や事業規模等に応じて HACCP に沿った衛生管理を実施します。
給食施設における衛生管理の推進	○　大量調理衛生管理マニュアルや HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引書等に基づく衛生管理を徹底します。 ○　適切な手洗いや食品の温度管理等の食中毒予防対策及び原材料仕入れ時の確認や使用前後における施設・器具類の点検等の異物混入対策を徹底します。 ○　関係の法律等及び管理基準を遵守し、ＨＡＣＣＰに関する記録・保管を実践し、給食の安全に対する消費者の信頼を確保します。
食品の衛生管理の核となる人材の育成	○　地域全体の衛生管理意識を向上させるため、地域事業者団体のリーダーとなる食品衛生推進員及び食品衛生指導員を育成します。 ○　事業者団体等が開催する、食品衛生に関する講習会・研修会に、従事者を積極的に参加させ、食品関係施設内でＨＡＣＣＰの推進の核となる人材を育成します。 ○　食品衛生責任者は、各種講習会に参加するとともに、営業許可等の更新時における実務者講習会の受講に努めます。 ○　食品関係施設における衛生管理の中心となる食品衛生責任者に対し、ＨＡＣＣＰなどの衛生知識の向上を図ります。
給食施設の衛生管理の核となる人材の育成	○　給食施設の衛生管理の中心となる栄養士や調理従事者は、ＨＡＣＣＰや食中毒予防等の講習会に参加し、知識の向上に努めます。
テイクアウトやデリバリーにおける衛生管理の推進	○　テイクアウトやデリバリーを行う事業者は、食中毒予防のため、対応メニューの適切な選定や、衛生管理計画に従った調理等を確実に行います。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》広島県食品自主衛生管理認証新規取得件数	２件/年
《行　政》食品衛生に関する人材育成のための講習会の開催数	200 回/年

（２）監視指導体制の強化

○　食品の安全・安心確保のため、年間の監視指導計画を策定し、重点的・効果的な監視指導を実施します。

現状と課題

現状	課題
○　加工食品の流通・販売形態は複雑化・多様化しています。 ○　食品衛生監視指導計画を策定し、重点的・効果的な監視指導に努めています。	○　大規模施設や広域流通施設に対しては、重点的な監視指導を行う必要があります。 ○　食品事故防止や違反食品排除の観点から、引き続き効率的・効果的な監視指導を行う必要があります。
○　有症者 50 名以上の大規模な食中毒事件が発生しています。	○　食中毒の多発しやすい時期に、監視指導や食中毒予防の普及啓発を強化する必要があります。
○　食品衛生法の改正により、令和３年６月から、原則全ての事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務化されましたが、小規模な事業者をはじめとして、HACCP に沿った衛生管理の定着は十分に進んでいない状況にあります。	○　小規模な事業者等に対して、各業界団体が示す手引書を周知する等、HACCP に沿った衛生管理の定着に向けて取り組む必要があります。
○　食品衛生の向上や適正な食品情報の提供を推進していく上で、食品衛生に関わる行政職員には最新の知識や専門性の高い指導スキルの習得が求められています。	○　食品表示や食品衛生の指導に関わる行政職員は、食品の安全確保のための監視指導等の活動が重要となるため、日々、研鑽に励み、資質向上を図る必要があります。

行政の取組

取組	概要
監視指導の実施	○　毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、重点的・効果的な監視指導等を実施します。 ○　広域流通食品や大量製造食品の製造施設及び大量調理を行う飲食店営業施設や給食施設等に対しては、重点的な監視指導を実施します。 ○　と畜場及び食鳥処理場、生鮮食品の流通拠点であるせり売りや仲卸業者店舗の指導を行います。 ○　細菌性食中毒が発生しやすい夏期、多種多様な食品が流通する年末に、食品事故防止、違反食品排除のため一斉監視を実施します。
夏の食中毒予防期間、ノロウイルス食中毒予防期間の実施	○　細菌性食中毒が発生しやすい６月～９月、ノロウイルス食中毒の多発する１１月～１月には、食品関係施設への監視指導や食中毒予防の普及啓発を強化します。
ＨＡＣＣＰ定着の確認	○　小規模な事業者に対しては、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の実施状況を確認するとともに、実施できていない事業者に対しては、業界団体等の作成した手引書を活用し、実施に向けた丁寧な助言指導を実施します。
事業者を指導する保健所職員の育成	○　国や外部機関等が開催する研修会に参加するなど、職員の資質向上に努め、監視指導時に事業者に対するＨＡＣＣＰの適切な助言ができる指導者の育成を推進します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行　政》食品衛生監視指導実施率	100% （各年度の監視指導計画時の件数以上）

食品衛生監視



夏の食中毒予防期間ＰＲ画像



（３）食品検査体制の充実

○　実際に流通する食品の安全性が確保されているかを確認するため、製造・加工・流通・販売段階における食品の検査を実施します。

現状と課題

現状	課題
○　加工食品の流通・販売形態は複雑化・多様化しています。 ○　食品衛生監視指導計画を策定し、重点的・効果的な検査に努めています。	○　大規模施設や広域流通施設に対しては、重点的に検査を実施する必要があります。 ○　食品事故防止や違反食品排除の観点から、引き続き効率的・効果的な食品等の検査を行う必要があります。 　なお、検査に当たっては、信頼性と透明性を確保するため、食品衛生検査施設の業務管理の徹底を図る必要があります。

行政の取組

取組	概要
規格基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等の検査の実施	○　毎年度策定する食品衛生監視指導計画に基づき、食品中の食品添加物、食中毒菌・ウイルス、食品の規格基準の適合状況等の確認検査を実施します。 ○　遺伝子組換え食品の定性・定量検査、アレルギー物質の確認検査を実施します。 ○　残留農薬基準等の適合状況を確認するため、一度に複数の農薬が分析できる検査を実施するとともに、検査対象とする農薬は適宜、見直しを行います。
と畜検査や食鳥検査、ＢＳＥ検査の実施	○　と畜検査員及び食鳥検査員は、牛、豚、鶏などに対すると畜検査や食鳥検査を行うとともに、生体検査時に行動異常又は神経症状を呈する牛を対象にＢＳＥ検査を適切に実施します。
医薬品類似形態食品実態調査及び試買検査の実施	○　健康食品の流通実態を調査し、医薬品成分の含有が疑われる健康食品の検査を実施します。
食品の安全に関する調査研究活動の実施	○　食品の安全・安心の確保に効果的な食品検査方法の構築などの調査研究を行います。また、技術相談や現地指導、受託研究等を通して技術的な課題の解決を図ります。

取組	概要
食品等検査の信頼性確保	○　食品衛生検査施設における適切な業務管理の徹底と、検査員に対して検査技術の維持向上を目的とした研修を実施します。

事業者の取組

取組	概要
行政が実施する検査への協力	○　行政が実施する各種検査への理解を深めるとともに、円滑な検査の実施に協力することに努めます。 ○　自主検査の実施に努めます。

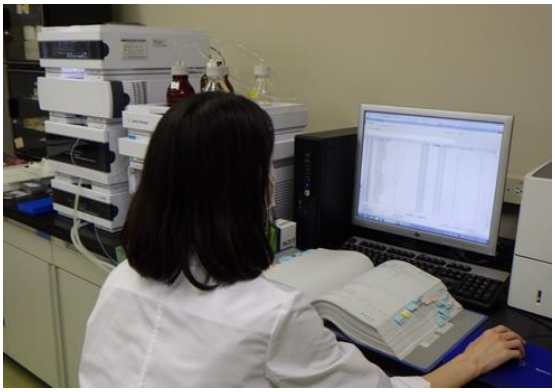
取組の活動指標

活動指標	目標値
《行　政》食品の試験検査検体数	100% （各年度の監視指導計画の件数以上）
《行　政》と畜検査頭数	処理される家畜全頭
《行　政》ＢＳＥ検査頭数	生体検査時行動異常又は神経症状等を呈する牛全頭
《行　政》食鳥検査検体数	大規模処理施設で処理される鶏全羽
《行　政》医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査検体数	10 検体/年

食鳥検査

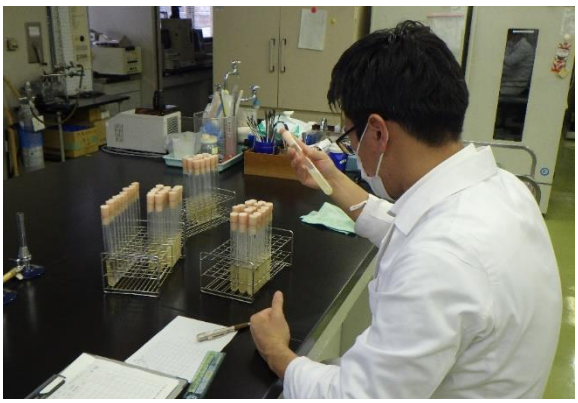


理化学検査



細菌学検査





（4）輸入食品の安全対策の推進

○　輸入食品の安全確保は、国の役割として、検疫所において輸入時の検査が実施されていることから、国との連携を強化し、効果的・効率的な検査等を実施します。

現状と課題

現状	課題
○　輸入食品の届出件数は、増加傾向にあり、多種多様な食品が流通しています。 ○　国内で使用が認められていない食品添加物の使用や輸入食品の残留農薬や異物混入事例が発生しています。	○　食品の安全確保は、一義的に事業者の責務であるため、輸入食品等の仕入れ時には、情報入手し安全確認に努める必要があります。また、行政は、違反の可能性の高い食品の規格基準、指定外添加物の使用、残留農薬基準等について収去検査を実施し、違反食品の排除に努めていく必要があります。 ○　輸入食品の安全確保は、まず、検疫所において輸入時の検査が実施されていることから、国との連携を図りながら効果的・効率的な検査等を実施する必要があります。

行政の取組

取組	概要
輸入食品の監視指導の充実強化	○　輸入食品の取扱量の多い市場及び大型量販店の監視指導を実施するとともに、食品添加物・残留農薬等の収去検査及び苦情等に基づく試験検査を実施します。 ○　広島県輸入食品衛生対策協議会を開催するなど、関係機関が連携を図り、計画的、効果的な輸入食品の衛生対策について協議します。

事業者の取組

取組	概要
輸入食品の安全確保	○　輸入食品等の仕入れ時には、製品情報を入手し、安全確認を実施します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《行　政》広島県輸入食品衛生対策協議会の開催数	1 回/年
《行　政》輸入食品の試験検査検体数	400 検体/年